

生活指導だより

2016年12月7日（水）

岸和田市立八木南小学校

校長 香川潤子

生活指導委員会

〈学校教育目標〉 かしこく やさしく たくましく

☆☆☆ スマホの使用について ☆☆☆

八木南小学校でも最近スマホやケータイでのトラブルが目立ってきました。6年生には1学期にKDDIの方から使い方や怖さなどを教えていただきました。4、5年生には先日前川が学年集会などでお話をさせていただきました。4、5年生に聞くと、8割くらいの人たちが既に自分のスマホやケータイを持っているか、家の人やタブレットを使っているということでした。そんな中でご家庭でも気を付けていただいで守ってほしいことがあります。

子供の持っているスマホなどは必ず保護者の方で見ただただ管理して下さい。

スマホやケータイは保護者の方の契約になっています。すなわち子どもたちは保護者の物を貸してもらっているということです。もし、トラブルや、犯罪に巻き込まれると保護者の責任になります。そのために次の決まりをご家庭でお話してください。

- ★寝る時などはスマホをみんなのいる場所に置くようにしましょう。
- ★子どものスマホなどの暗証番号やロック解除番号などを必ずお子さんと共有しましょう。
- ★ゲームなどの課金やラインなどの内容も定期的にチェックしましょう。
- ★必ずフィルタリングをかけましょう。

また、子どもたちには次のような事柄をお話ししています。

- ◎勝手に人の写真を撮らない。（肖像権の侵害になります）
- ◎他人の写真を勝手にラインやSNSに投稿しない。GPS機能などで自宅が特定されたり、誰もいないときに知らない人が訪ねてきたりすることがあります。また、写真を合成されて世界中に広がる可能性があります。自分の画面から削除してもダメです。
- ◎自分の感情（腹が立つ、いやだ、悲しい、悔しい）などを書かない。相手は顔を見ていません。気持ちや本当の意味を正確には伝わりません。しかも小学生のつたない文章では間違いなく誤解を招きます。これがトラブルの原因です。
- ◎グループラインなどに悪口を書いたり、仲間を外すようなことは書いたりしないで必ず本人と面と向かって話すようにする。
- ◎顔を合わせて話せないような言葉は書かない。

また、年末になると保護者の方々もお子さんを連れて出かけることが多くなります。子どもたちを守るために大阪府では次のような条例を設けています。お守りください。

大阪府健全育成条例

1、夜間営業を行う施設への立ち入り制限等

ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェの営業者は18歳未満の者を以下の時間帯に当該施設に立ち入らせてはいけません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
・16歳未満の者	午後7時～翌日の午前5時
・16歳未満で保護者同伴の場合 ・16歳未満の者が、保護者の承諾を得た指導者の監督の下、ボウリング競技に参加し、そのための練習を行う場合 ・16歳以上18歳未満の者	午後10時～翌日の午前5時

*小・中学生同士で夜7時以降に、これらの施設で遊ぶことは禁止されているということです。

*保護者、指導者と一緒であっても、夜10時までが限度と言うことです！だから保護者同伴でも、上記の時間帯にカラオケボックス等に入店しようとしても店員さんから拒否されることもあります。もちろん赤ちゃんを連れて夜10時過ぎてカラオケボックスで歌っているのもダメです。

2、夜間に外出させない保護者の努力義務

保護者は、通学、通勤その他正当な理由がある場合を除き、以下の時間帯に18歳未満の者を外出させないように努めなければなりません。

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
・16歳以上18歳未満の者	午後11時～翌日の午前4時

*午後8時以降、小学生は家にいるということです。

*塾やスポーツクラブの活動は保護者の承諾、指導者の許可があれば大丈夫です。ただし活動が終わればまっすぐに帰宅しなければなりません。

*深夜から早朝の初詣も子どもたちだけでは行けません。

3、夜間の連れだし等の禁止

誰でも保護者の承諾を受けずに以下の時間帯に18歳未満の者を連れ出し、同伴し、とどめた場合は30万円以下の罰金を課されることがあります。

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
・16歳以上18歳未満の者	午後11時～翌日の午前4時

*誰でも→知り合いのお兄さん、お姉さん、親戚のおじさん、友人でもダメ！